◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) (抄)

③ リポソーバーを用いた血液浄化療法について一年以上の経いう。)又は泌尿器科専門医であること。 腎臓専門医(一般社団法人日本腎臓学会が認定したものを	五甲以上の怪険を有すること。 ① 専ら腎臓内科又は泌尿器科に従事し、当該診療科についてい 主として実施する医師に係る基準	施 病	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白症状を呈する糖イが象となる負傷、疾病又はそれらの症状	六十 LDLアフェレシス療法	三~五十九 (略)	口 (略)	月 三	- 心臓弁又は血管を移植する手術を行うものイ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	二 凍結保存同種組織を用いた外科治療	一 (略)	て実施する先進医療	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所におい	改正案
				(新設)	三~五十九 (略)	口 (略)		心臓弁又は血管を移植する手術 (組織の凍結保存を同一施設内イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	二 凍結保存同種組織を用いた外科治療	一(略)	て実施する先進医療	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所におい	現

験を有すること。

主として実施する医師として二例以上の症例を実施している④ リポソーバーを用いた血液浄化療法について、当該療養を

(2) 保険医療機関に係る基準

こと。

- ① 内科又は泌尿器科を標榜していること。
- | 有する医師が二名以上配置されていること。 | ② 実施診療科において、腎臓内科について五年以上の経験を
- ③ 臨床工学技士が配置されていること。
- ④ 病床を二十床以上有していること。
- (5) 数が 職員の数が、 上である場合には、 看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以 とに一以上であること。 当該療養を実施する病棟において、 本文の規定にかかわらず 常時 当該病棟における夜勤を行う看護職員の 入院患者の数が十又はその端数を増すご ただし、 当該病棟において、 二以上であること。 一日に看護を行う看護 一日に
- ⑥ 当直体制が整備されていること。
- ⑦ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑨ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑩ リポソーバーを用いた血液浄化療法について五例以上の症

例を実施していること。

働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労

働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

五十八 ステロイドパルス療法及びリツキシマブ静脈内投与の併用療 ける年齢が十八歳未満の患者に係るものであって、 ド抵抗性のものに限る。) 特発性ネフローゼ症候群(当該疾病の症状が発症した時点にお 難治性ステロイ

キセル腹腔内投与の併用療法 カペシタビン内服投与、 シスプラチン静脈内投与及びドセタ 腹膜播種を伴う初発の胃がん

五十九